

佐八酒消組総第591号

平成21年3月25日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

監査委員 大川靖男 様

監査委員 越川廣司 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 長谷川 健一

平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果に基づく  
措置について（通知）

地方自治法第199条第12項の規定により、平成20年度佐倉市八街市  
酒々井町消防組合定期監査結果に基づく措置について別紙のとおり講じました  
ので通知します。

平成20年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果に基づく措置

(1) 予防課

留意及び改善を要する事項		検討し改善する内容
ア 甲種防火管理新規講習におけるテキストの取り扱いについて	法令に基づき、甲種防火管理者資格付与講習を本年度も前期、後期と2回にわたり200余名を対象に実施しています。講習会で使用される出版社のテキストの取り扱いについて、さらに検討してください。	甲種防火管理新規講習におけるテキストの選定方法につきましては、各講師が毎回同じものを使用したほうが講習しやすいことから、同じテキストを使用していきます。 甲種防火管理新規講習におけるテキストの販売方法につきましては、受付時に現金を扱わないようにするためには、近隣の書店で購入していただくか、出版社に直接振り込みしてテキストを購入してもらうことなどを今後、更に検討いたします。
イ 婦人防火クラブ及び少年消防クラブについて	予防課事務分掌に「婦人防火クラブ及び少年消防クラブの指導に関すること」が掲げられていますが、両組織とも数年前より休止状態となっています。当初の設立目的にそってあり方を検討してください。	婦人防火クラブにつきましては、予防課の事務分掌に入っておりますが、婦人防火クラブ及び少年消防クラブにつきましては、自主防災組織の一部という見方もありますので、現在、自主防災組織の指導育成の主体を構成市町で実施していただいている関係上、婦人防火クラブ及び少年消防クラブにつきましても構成市町主体で、実施して

		いただくことで検討していきます。
--	--	------------------

( 2 ) 査察調査課

<p>立入検査の執行について</p>	<p>防火対象物及び危険物施設立入検査の執行については、平成19年度中の執行状況を見ると構成市町によって、その執行率に大きな格差が生じています。その原因は明確ではありませんが、今後は緊急性などのほか地域バランスも配慮して執行してください。</p>	<p>構成市町の防火対象物数を考慮して、執行率30パーセントを超える年間立入検査計画を立てます。</p> <p>消防署から毎月提出される査察実施結果報告書をもとに、立入検査実施率を確認、執行率が均等になるようにしていきます。</p>
--------------------	---	--